

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第十条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」を「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改める。

第三条の見出し中「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等」を「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。（以下省略）